

千葉県農福連携プロジェクトチーム 設置要綱

(目 的)

第1条 障害者などの農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者などの自信や生きがいを創出し社会参画を実現すること、並びに経済団体などを通じて多様な形で携わる者を増やし、持続的な取組となることを目的とし、行政関係部署や関係団体が情報共有と連携を図り効果的に推進するため、千葉県農福連携プロジェクトチームを設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 農福連携における課題の整理に関すること
- (2) 農福連携における情報の収集・共有・発信に関すること
- (3) その他農福連携の推進に関すること

(組 織)

第3条 プロジェクトチームは、別表に掲げる者をもって構成する。

(会 議)

第4条 プロジェクトチームは、必要に応じ千葉県農林水産部担い手支援課長（以下「担い手支援課長」という。）が招集する。

- 2 担い手支援課長は必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席及び資料の提出等、協力を求めることができる。

(事務局)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、千葉県農林水産部担い手支援課が処理する。

(補 足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は担い手支援課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

千葉県農福連携プロジェクトチーム構成員（第3条）

機関・部署名	
千葉県	健康福祉部障害福祉事業課
	商工労働部産業人材課
	農林水産部担い手支援課（事務局）
	教育庁教育振興部特別支援教育課
全国農業協同組合連合会千葉県本部	
千葉県農業協同組合中央会	
千葉県障害者就労事業振興センター	
千葉県農業者総合支援センター	
千葉県商工会議所連合会	